令和５年１月 11 日

神戸市「処遇改善等加算Ⅱ」研修修了要件の取扱い（保育所・地域型保育事業所）

１．修了要件の研修分野

・各分野 15 時間以上とします。

		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	① 乳児保育	専門分野別研修のうち３分野以上の研修を修了（※１）	専門分野別研修のうち４分野以上の研修を修了（※１）	担当する職務分野を含む１分野以上の研修を修了（※１）
	② 幼児教育			
	③ 障害児保育			
	④ 食育・アレルギー対応			
	⑤ 保健衛生・安全対策			
	⑥ 保護者支援・子育て支援			
マネジメント研修		**〇 必須**	×（※２）	×（※２）
保育実践		×（※２）	×（※２）	×（※２）

※１ 副主任保育士・専門リーダーは令和７年度まで、職務分野別リーダーは５年度まで経過措置があります。
※２ 原則、専門分野別研修として取り扱うことはできませんが、令和元年度までに受講された場合は、専門分野別研修の１つとしてみなします。

２．修了要件に該当する研修

	説明	内　　容	対象年度
①	(2)	兵庫県や県知事が指定する研修実施機関が実施する保育士等キャリアアップ研修（委託を含む）	H29 年度～
②	－	他の都道府県や他の都道府県の指定を受けた団体が実施する保育士等キャリアアップ研修	
③	(3)	幼稚園免許状更新講習	－
④	(4)	保育所等が企画・実施する園内研修（算入時間の制限あり）	R5 年度～

(1) 対象年度

・①、②は、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（平成 29 年４月１日付厚生労働省通知）に沿って実施される平成 29 年度以降の研修が対象となります。
・③は、平成 29 年度以前に修了した研修についても、証拠書類により研修を修了していることが確認できる場合は、修了すべき研修として取り扱われます。

(2) 保育士等キャリアアップ研修

・本市においては、神戸市私立保育園連盟が実施する保育士等キャリアアップ研修が該当します。

(3) 幼稚園免許状更新講習

・文部科学省の認定を受けて大学等が実施する幼稚園教諭免許所有者に対する免許状更新講習を 15 時間以上履修し、かつ下記ａ、ｂ、ｃに記載するいずれかの書類で確認できる場合は、保育士等キャリアアップ研修に係る「専門分野別研修」の「幼児教育」分野を修了したものとみなされます。

	証　明　書　の　種　類
a	教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」
b	教育委員会が発行する「改正法附則第２条第３項第３号の確認証明書」
c	大学等が発行する「更新講習修了証明書（履修証明書)」

(4) 園内研修

・園内研修（保育所等）を行う施設・事業者からの事前申請に基づき、兵庫県が以下の要件を全て満たしていることを確認した場合は、園内研修の修了者について対応する研修分野の研修に関して、１分野最大４時間の研修時間が短縮されます。

	要　　件
a	研修講師が保育士等キャリアアップ研修の講師であること
b	研修の目的及び内容が明確に設定されており、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に定める研修分野が設定され、内容が沿ったものであること
c	研修受講者が特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること

３．研修修了の確認・管理

・職員に対し適正に処遇改善等加算Ⅱ（役職加算）が支給されるようにするため、原則、各保育所等の園長等が研修の修了状況を確認し、管理します。

４．市への研修受講状況の報告

・各園からの「処遇改善等加算Ⅱ」の申請時に、以下のものを添付し提出します。

	添　付　資　料
①	（様式１）各園で作成する研修受講歴総括表
②	（様式２）加算対象職員にかかる研修受講歴管理表

・研修時間数は休憩時間を含まないため、総括表等を記載する際は、休憩時間を除いて記載してください。

・必要に応じて以下のような証拠書類の写しの提出を求めることがありますので、園及び個人で適切に管理してください。

	証　拠　書　類
①	保育士等キャリアアップ研修修了証
②	研修実施主体が発行した修了証
③	大学等が発行する「更新講習修了証明（履修証明書)」
④	教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第２条第３項第３号の確認証明書」

５．その他

・本取扱いは、保育所や小規模保育事業等に係る取扱いとなります。幼稚園・認定こども園は別途取扱いがありますが、保育所系の認定こども園（保育所から移行した認定こども園、平成 27 年度以降に新設された認定こども園）は、神戸市私立保育園連盟が実施するキャリアアップ研修の受講をお薦めします。

・国、県の通知やＦＡＱにより変更になる可能性があります。変更となる際は、別途園宛に通知します。